

# お知らせ

## 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金のお知らせ

### ①大阪市国民健康保険料決定通知書を6月にお送りします

4月から1年間分の保険料を毎年6月に決定し、6月中旬に区役所から世帯主の方へ「国民健康保険料決定通知書」を送付します。

口座振替や納付書などで納付(普通徴収)いただいている世帯は、1年間分の保険料を6月から翌年3月までの10回で納付していただきます。4・5月は新年度の保険料の納付はありません。

年金からお支払い(特別徴収)いただいている世帯は、1年間分の保険料を年6回の年金支払月にお支払いいただきます。

なお、6月中旬以降は窓口が大変混雑し、相当な待ち時間が発生します。令和3年度の国民健康保険料は、6月1日(火)から、お問い合わせ・ご相談いただくことができますので、お早めの納付相談にご理解・ご協力をお願いします。

また、視覚障がいのある世帯主の方(希望者)に、決定通知書の内容を点字文書にして同封することも可能です。ご希望の方は電話でお申し込みください。

### ②後期高齢者医療保険料決定通知書を7月にお送りします

4月から1年間分の保険料を毎年7月に決定し、7月中旬にご本人へ「後期高齢者医療保険料決定通知書」を送付します。

口座振替や納付書などで納付(普通徴収)いただいている方は、1年間分の保険料を7月から翌年3月までの9回で納付していただきます。なお、年間保険料の金額によっては納付期間が短くなる場合もあります。4～6月は新年度の保険料の納付はありません。

年金からお支払い(特別徴収)いただいている方は、1年間分の保険料を年6回の年金支払月にお支払いいただきます。

### ③国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のための所得申告書をご提出ください

国民健康保険料の軽減を受けるためには、世帯全員の所得を把握する必要があります。後期高齢者医療保険料の軽減を受けるためには、本人と世帯主の収入を把握する必要があります。所得がないなど市・府民税の申告の必要のない方で、「国民健康保険料のための所得申告書」または「後期高齢者医療保険料のための所得申告書」が届いている方は、お早めに提出してください。

### ④国民年金の学生納付特例制度をご存知ですか

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

国民年金保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障がい基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、ご注意ください。

**対象者** 大学、大学院、短大、高等専門学校、専修学校、各種学校、その他の教育施設(詳しくはお問い合わせください)に在学中で、学生本人の前年所得が128万円+(扶養親族等の数×38万円)以下である学生。

※税制改正に伴い、4月1日より所得金額の上限が変更となります。

#### 申請時の持ち物

- 年金手帳など基礎年金番号がわかるもの
- 学生証の両面の写しまたは在学証明書

**問合せ** 窓口サービス課(保険年金 保険)  
6階61番窓口 ☎6659-9956

## 介護保険担当からのお知らせ

### ①令和3年度から介護保険料が変わります

65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)の介護保険料は、3年ごとに介護保険事業計画に基づき設定しています。

令和3～5年度の介護保険料(年額)の計算方法  
基準となる月額保険料 8,094円×12月＝  
年額 97,128円(基準額)  
基準額(97,128円)(年額)×  
所得に応じた割合(0.35～2.3)  
詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

### ②介護保険料決定通知書を送付します

口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)に、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)は、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

**問合せ** 介護保険料コールセンター  
☎7777-4765

※4月16日(金)～30日(金) 9:00～17:30  
※土・日・祝日を除く

**問合せ** 保健福祉課(介護保険)  
5階51番窓口 ☎6659-9859

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定

令和3年4月分からの手当月額の改定はありませんので、現在の手当月額と同じ額となります。

①児童扶養手当		
児童1人	全部支給	43,160円
	一部支給	43,150円～10,180円
児童2人目の加算額	全部支給	10,190円
	一部支給	10,180円～5,100円
児童3人目以降の加算額	全部支給	6,110円
	一部支給	6,100円～3,060円
②特別児童扶養手当		
1級		52,500円
2級		34,970円
③特別障がい者手当		
		27,350円
④障がい児福祉手当		
		14,880円
⑤経過的福祉手当		
		14,880円

**問合せ** ①②は保健福祉課(子育て支援)  
5階52番窓口 ☎6659-9824  
③④⑤は保健福祉課(地域福祉)  
5階51番窓口 ☎6659-9857

## 個人市・府民税の申告期限を延長しています(申告は送付または大阪市行政オンラインシステムで)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告期限を4月15日(木)まで延長しています。

感染症拡大防止のため、市税事務所への来所をお控えいただき、できる限り、送付または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。

#### 注意

- 行政オンラインシステムは、扶養控除や医療費控除など各種控除の申告や前年中に課税対象の収入がある方の申告にはご利用いただけません。
- 区役所臨時申告会場での申告受付は終了しています。
- 3月16日以降に申告された場合は、令和3年度分の個人市・府民税の決定・通知や課税(所得)証明書の発行時期が遅れることがあります。

**問合せ** あべの市税事務所市民税等グループ(個人市民税担当) ☎4396-2953

## 固定資産税・都市計画税(第1期分)納期限は4月30日(金)です

市税の納付には安全・確実・便利な口座振替・自動払込をぜひご利用ください。納付方法等、詳細については、大阪市ホームページをご確認ください。

#### 問合せ

- 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)  
あべの市税事務所 固定資産税(土地・家屋)担当  
☎4396-2957(土地)、2958(家屋)
- 固定資産税(償却資産)  
船場法人市税事務所  
固定資産税(償却資産)グループ  
☎4705-2941

## ひとりで悩んでいませんか？生活に困ったらまずは相談してください生活自立相談支援窓口「はぎさぼーと」

「生活自立相談支援窓口(はぎさぼーと)」は、生活でお困りの方のための無料相談窓口です。相談支援員が自立・就労支援などのサポートを行い、生活困窮状態や社会的孤立からの早期脱却をめざします。

あなたのその悩み、「はぎさぼーと」と一緒に解決しましょう！相談は無料です。相談についての秘密は守ります。ひとりで悩む前にまずはご相談ください。

**問合せ** はぎさぼーと(西成区社会福祉協議会・大阪自彊館共同体)  
5階53番窓口 ☎6115-8070



## 犬や猫を愛する皆さんへ 4月は「犬・猫を正しく飼う運動強調月間」です

世の中は動物の好きな人ばかりではありません。動物が多くの人々に愛され、人間社会の中で共存できるように、次のことを守って、他人に迷惑をかけないように適正飼養に努めましょう。

- 愛情と責任をもって終生飼いましょう。
- 普段から自宅で排便・排尿させてから散歩に行くよう習慣づけましょう。
- 所有者がわかるように名札(犬は鑑札と注射済票)などを着けましょう。
- 不妊・去勢手術をしましょう。
- 猫の放し飼いはやめましょう。犬の放し飼いは禁止されています。

**問合せ** 保健福祉課(地域保健)  
2階21番窓口 ☎6659-9973

## カラスの被害にあわないために

カラスは春先に高い木の枝などに巣を作り、5～6月頃にヒナを育てます。この時期は次のことに気をつけて、被害にあわないようにしましょう。

- 巣に近づくと、大きな声で鳴いて威嚇してくることがありますが、あわてずにその場から離れましょう。
- 地面に落下してしまったヒナに近づくとヒナを見守っている親ガラスに威嚇されることがありますので、ヒナには近づかないようにしましょう。
- 生ごみは決まった時間、決まった場所に出しましょう。また、カラスは目で食物を探しているため、生ごみを出すときは水分を十分に切って新聞紙などできちんと包み、ごみ袋の外側から見えないようにしましょう。

迷惑だからといって、カラスを捕まえることや、卵やヒナを捕ることは禁止されています。被害が収まらない場合は、捕獲許可を動物愛護相談室(☎6978-7710)にご相談ください。なお、許可申請および捕獲は、その場所の所有者等に実施していただくこととなります。

**問合せ** 保健福祉課(地域保健)  
2階21番窓口 ☎6659-9973